

令和 4 年 第 4 回

さくら市議会定例会議案書

付 議 事 件

第 4 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について	市 長	P 3
2	さくら市職員の定年等に関する条例の一部改正について	"	P 10
3	さくら市職員の給与に関する条例の一部改正について	"	P 24
4	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	"	P 30
5	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正について	"	P 36
6	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について	"	P 38
7	氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について	"	P 42
8	令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 10 号）	"	P 43
9	令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	"	P 87
10	令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	"	P103
11	令和 4 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	"	P119
12	令和 4 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 2 号）	"	P137
13	令和 4 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	"	P139
14	指定管理者の指定について（さくら市喜連川児童センター）	"	P149
15	指定管理者の指定について（さくら市氏家地区農産物直売所）	"	P150
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦について	"	P151

議案第1号

さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成29年さくら市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

さくら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法に

より手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第7条を削り、第8条を第12条とする。

第6条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「規則等」を「規則」に改め、「書面等の作成に代えて」を削り、「の作成等」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「規則等」を「規則」に、「当該署名等に代える」を「代える」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の4条を加える。

(適用除外)

第8条 次に掲げる手続等については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、

当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第10条 市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第11条 市は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

第5条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「規則等」を「規則」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条を第6条とする。

第4条第1項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使

用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「規則等」を「規則」に、「当該署名等に代える」を「代える」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第3条第1項を次のように改める。

申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第3条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、

「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の市の機関」を「当該申請等を受ける市の機関等」に、「当該市の機関」を「当該市の機関等」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「申請等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定しているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の」を加え、「規則等」を「規則」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条の次に次の2項を加え、同条を第4条とする。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において証紙による方法その他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 条例等 条例、規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びにその他の申請、届出その他の手続に係る市の機関等が定める根拠となる規定並びに栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）及び栃木県教育委員会

の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第34号）により市が処理することとされた事務について規定する栃木県の条例及び栃木県の執行機関の規則をいう。

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは地方公営企業の管理者又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げるもののほか、手続等に関する権限を有するもの

第2条第3号及び第4号を削り、同条第5号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同条第8号中「法令又は」を削り、「市の機関」を「市の機関等」に改め、同号を同条第6号とし、同条第9号中「法令又は」を削り、「市の機関」を「市の機関等」に改め、同号を同条第7号とし、同条第10号中「法令又は」を削り、「市の機関」を「市の機関等」に改め、同号を同条第8号とし、同条第11号中「法令又は」を削り、「市の機関」を「市の機関等」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第12号を第10号とし、同条の次に次の1条を加える。

（情報システムの整備等）

第3条 市の機関等は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る情報システムの整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市の機関等は、前項の措置を講ずるに当たっては、当該措置の安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

3 市の機関等は、第1項の措置を講ずるに当たっては、これと併せて、情報通信技術を利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさくら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下「新条例」という。）第4条及び第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる電子情報処理組織による申請等又は処分通知等について適用し、施行日前

に行われた電子情報処理組織による申請等又は処分通知等については、
なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさくら市行政手続等
における情報通信の技術の利用に関する条例第5条又は第6条の規定に
より行われている電磁的記録による縦覧等又は作成等については、新
条例第6条又は第7条の規定により行われている電磁的記録による縦覧
等又は作成等とみなす。

議案第 2 号

さくら市職員の定年等に関する条例の一部改正について

さくら市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

さくら市職員の定年等に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則 (第 1 条)

第 2 章 定年制度 (第 2 条—第 5 条)

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制 (第 6 条—第 11 条)

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制 (第 12 条・第 13 条)

第 5 章 雑則 (第 14 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「第 261 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3」を「第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の

6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「60 年」を「65 年」に改める。

第 4 条第 1 項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（第 9 条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第 6 条に規定する職をいう。以下この条及び第 3 章において同じ。）を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

第 4 条第 1 項第 1 号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第 2 号中「その職員」を「当該職員」に、「よる欠員を容易に補充することができないとき」を「よる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第 3 号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第 2 項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第 3 項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第 4 項中「任命権者は」の次に「、第 1 項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第 2 項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第 1 項の事由」を「第 1 項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「て退

職させることができる」を「るものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、さくら市職員の給与に関する条例(平成17年さくら市条例第50号)第7条の2第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及びさくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年さくら市条例第166号)第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同

じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

- 第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。
- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないこと。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容

が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

- 第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第 12 条 任命権者は、年齢 60 年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢 60 年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢 60 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第 13 条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。）の年齢 60 年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第 5 章 雑則

第 14 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の 2 項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 3 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65 年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 11 条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第 2 条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前のさくら市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後のさくら市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年（新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第 3 条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日（以下この条から附則第 6 条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第 1 項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第 2 条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は前条第 1 項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者（前 2 号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する

日までの間にある者

- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超え

ない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。以下次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置され

た短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新

条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が

適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則

で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第 3 号

さくら市職員の給与に関する条例の一部改正について

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

さくら市職員の給与に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項及び第 6 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 10 項を次のように改める。

10 地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第 2 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、休暇等条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 4 条の 2 を削る。

第 10 条第 1 項第 1 号中「以下」の次に「この項から第 3 項までにおい

て」を加え、同項第 2 号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第 2 項第 1 号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「する額（以下」の次に「この号及び次項において」を加え、「通勤等相当額」を「運賃等相当額」に改め、「得た額（以下」の次に「この号及び第 3 号において」を加え、「（その者」を「（当該職員」に、「、その者」を「、当該職員」に改め、同項第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第 3 号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 3 項中「交通機関等（以下」を「交通機関等（第 1 号において」に、「。以下」を「。第 1 号において」に改め、同項第 1 号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第 13 条第 1 項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「この条」を「この項から第 5 項まで」に改め、同条第 4 項中「（第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第 1 号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第 5 項第 1 号中「場合は」を「場合には」に改める。

第 17 条第 2 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 3 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 17 条の 4 第 1 項中「この条」を「この項から第 3 項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第 2 項第 1 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 45（特定幹部職員にあっては、100 分の 55）を乗じて得た額の総額

第 17 条の 5 の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第 8 条」を「第 4 条第 3 項から第 9 項まで及び第 8 条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の 7 項を加える。

11 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 13 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 4 条第 2 項の規定

により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

(2) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

13 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 11 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 13 項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第 13 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 11 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第 11 項から前項までに定めるもののほか、附則第 11 項の規定による給料月額、附則第 13 項の規定による給料その他附則第 11 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、「

再 任 用 職 員	18	21	25	27	28	31	35
	7,	5,	5,	4,	9,	5,	6,
	700	200	200	600	700	100	800

」

を「

定 年 前 再 任 用		基 準 給 料 月 額						
----------------------------	--	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

短 時 間 勤 務 職 員	円	円	円	円	円	円	円
	18	21	25	27	28	31	35
	7, 700	5, 200	5, 200	4, 600	9, 700	5, 100	6, 800

」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正後のさくら市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第 11 項から第 17 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

第 3 条 改正法附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第 5 項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるさくら市職員の給与に関する条例第 3 条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 4 条第 2 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務（同法第 17 条の規定による短時間勤務を含む。）をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 14 条（第 17 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間をさくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関

する条例（平成 17 年さくら市条例第 38 号）第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるさくら市職員の給与に関する条例第 3 条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 4 条第 2 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 38 号）第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 17 条第 3 項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第 17 条の 4 第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第 4 条第 3 項から第 9 項まで及び第 8 条から第 9 条の 2 までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（その他の経過措置の規則への委任）

- 第 4 条 前 2 条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第 4 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関
する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例

(さくら市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 さくら市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成 17 年さ
くら市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に
後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の 10 分の 1
に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 2 条 さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 17
年さくら市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)
第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用される職

員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条第1号中「(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成17年さくら市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) さくら市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第4条 さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年さくら市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第19条中「再任

用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(さくら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 さくら市職員の育児休業等に関する条例(平成17年さくら市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号イ(ア)中「同条3号」を「同条第3号」に改め、同号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) さくら市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第7条第2項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第9条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) さくら市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表第4条第10項の項を削り、同表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第17条の5の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2号中「(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第22条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(さくら市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 さくら市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年さくら市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第19条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「第

22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 7 条 さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 166 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

第 21 条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項若しくは第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項若しくは第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項」に改める。

(さくら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 8 条 さくら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 174 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(さくら市職員の降給に関する条例の一部改正)

第 9 条 さくら市職員の降給に関する条例(平成 28 年さくら市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「とする」を「並びに地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において、」を「該当し、」に、「とき」を「場合」に改める。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 2 項を加える。

2 さくら市職員の給与に関する条例附則第 11 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びにさくら市職員の給与に関する条例附則第 11 項の規定による降給とする」とする。

3 第 5 条の規定は、さくら市職員の給与に関する条例附則第 11 項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項

の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第10条 さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成30年さくら市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(さくら市職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 さくら市職員の再任用に関する条例(平成17年さくら市条例第32号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(さくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後のさくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第10条第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(次条及び第5条において「暫定再任用職員」という。)には適用しない。

2 さくら市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年さくら市条例第 号)附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員(次条において「新条例期限延長職員」という。)は、さくら市職員の定年等に関する条例(平成17年さくら市条例第31号)第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員(次条において「旧条例期限延長職員」という。)とみなして、第2条の規定による改正後のさくら市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第3条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、暫

定再任用職員には適用しない。

- 2 新条例期限延長職員は、旧条例期限延長職員とみなして、第3条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の規定を適用する。

(さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第4条 暫定再任用職員(改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第4条の規定による改正後のさくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(以下この条において「新条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(さくら市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第5条 暫定再任用職員は、改正法による改正後の地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後のさくら市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

(さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第6条 改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第6条の規定は、適用しない。

議案第 5 号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の
一部改正について

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の
一部を改正する条例

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例(平成 26 年さ
くら市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

目次中「

第 5 章 事業所内保育事業 (第 38 条—第 44 条)

」を

「

第 5 章 事業所内保育事業 (第 38 条—第 44 条)

第 6 章 雑則 (第 45 条)

」に改める。

第 2 条第 1 項中「第 3 号」を「以下この条」に改め、同項第 3 号中「こ
の号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 5 項中「、次」を「次」
に、「行う者」を「行う施設」に改める。

第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

(電磁的記録)

第 45 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

目次中「

第 2 章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第 52 条—第 60 条）

」を

「

第 2 章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する

る基準（第 52 条—第 60 条）

第 3 章 雑則（第 61 条）

」に改

める。

第 4 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 37 条第 2 項を削る。

第 41 条第 1 項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 4 項第 1 号中「第 24 条第 3 項」の次に「（同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第 5 項中「、次」を「次に」、「行う者」を「行う施設」に改める。

第 56 条中「交付し」を「交付しなければならない。」に、「通知し」を「通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定子ども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第 7 条第 10 項第 5 号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない」に改める。

第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章 雑則

（電磁的記録）

第 61 条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべ

き事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について

氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行に関する条例（平成17年さくら市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「し、又は」を「又は」に改め、「この場合において」の次に「、」を加え、「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に、「交付すべき」を「分割交付すべき」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 4 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 5,226 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 214 億 4,486 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加、変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
10 地 方 特 例 交 付 金			
		1 地 方 特 例 交 付 金	
11 地 方 交 付 税			
		1 地 方 交 付 税	
15 国 庫 支 出 金			
		1 国 庫 負 担 金	
		2 国 庫 補 助 金	
16 県 支 出 金			
		1 県 負 担 金	
		2 県 補 助 金	
18 寄 附 金			
		1 寄 附 金	
20 繰 越 金			
		1 繰 越 金	
21 諸 収 入			
		4 雑 入	
22 市 債			
		1 市 債	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
50,300	13,555	63,855
50,000	13,555	63,555
2,630,500	501,813	3,132,313
2,630,500	501,813	3,132,313
3,469,230	179,505	3,648,735
2,390,782	74,349	2,465,131
1,067,464	105,156	1,172,620
1,455,431	6,226	1,461,657
901,120	2,750	903,870
431,004	3,476	434,480
160,007	90,000	250,007
160,007	90,000	250,007
631,502	446,809	1,078,311
631,502	446,809	1,078,311
1,637,824	7,683	1,645,507
135,698	7,683	143,381
1,356,400	△493,331	863,069
1,356,400	△493,331	863,069
20,692,606	752,260	21,444,866

歳 出

款	項
1 議 会 費	1 議 会 費
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費 2 徴 税 費 3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 4 選 挙 費 6 監 査 委 員 費
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費 2 児 童 福 祉 費 3 生 活 保 護 費
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費 2 清 掃 費
5 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費
6 商 工 費	1 商 工 費
7 土 木 費	1 土 木 管 理 費 2 道 路 橋 梁 費 3 都 市 計 画 費 4 住 宅 費
9 教 育 費	1 教 育 総 務 費 2 小 学 校 費 3 中 学 校 費 5 社 会 教 育 費 6 保 健 体 育 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
172,697	4	172,701
172,697	4	172,701
2,322,351	90,032	2,412,383
1,822,169	87,725	1,909,894
217,455	△863	216,592
174,814	4,460	179,274
81,866	101	81,967
24,564	△1,391	23,173
6,775,510	365,176	7,140,686
2,915,056	△8,617	2,906,439
3,380,697	212,183	3,592,880
479,607	161,610	641,217
1,519,357	5,781	1,525,138
914,040	8,417	922,457
605,317	△2,636	602,681
924,069	28,046	952,115
892,792	28,046	920,838
2,156,391	252,003	2,408,394
2,156,391	252,003	2,408,394
2,063,483	△7,347	2,056,136
155,784	△3,855	151,929
797,190	△12,000	785,190
1,046,529	7,627	1,054,156
63,980	881	64,861
2,179,730	18,565	2,198,295
575,933	2,560	578,493
260,143	4,923	265,066
90,453	4,264	94,717
427,996	△1,091	426,905
589,523	7,909	597,432
20,692,606	752,260	21,444,866

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 商工費	1 商工費	物価高騰対策地元応援 クーポン券発行事業	246,551

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
議会だより印刷製本費	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	2,000
広報紙発行業務委託	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	14,288
ふるさと納税中間管理業務委託	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	671,660
さくら市喜連川児童センター指定管理業務委託	令和 4 年度から 令和 9 年度まで	165,000
さくら市氏家地区農産物直売所指定管理業務委託	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	21,900
道路管理業務委託	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	56,000
ICT 支援員業務委託	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	48,393

変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
広島平和記念式典中学生派遣事業	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	1,090	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	1,850
特別企画展開催事業（30周年記念 SAKURA 展開催）	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	2,500	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	2,885

第4表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 750,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 272,969	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
市道整備事業費	370,300				364,600			
B&G海洋センター改修事業費	12,400				15,600			
喜連川小屋内運動場改修事業費	12,500				0			
さくら市ミュージアム改修事業費	22,400				21,100			

令和4年度さくら市一般会計補正予算
(第10号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
10	地方特例交付金	50,300
11	地方交付税	2,630,500
15	国庫支出金	3,469,230
16	県支出金	1,455,431
18	寄附金	160,007
20	繰越金	631,502
21	諸収入	1,637,824
22	市債	1,356,400
歳入合計		20,692,606

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
13,555	63,855	
501,813	3,132,313	
179,505	3,648,735	
6,226	1,461,657	
90,000	250,007	
446,809	1,078,311	
7,683	1,645,507	
△493,331	863,069	
752,260	21,444,866	

歳出

款			補正前の額	補正額
1	議	会費	172,697	4
2	総	務費	2,322,351	90,032
3	民	生費	6,775,510	365,176
4	衛	生費	1,519,357	5,781
5	農	林水産業費	924,069	28,046
6	商	工費	2,156,391	252,003
7	土	木費	2,063,483	△7,347
9	教	育費	2,179,730	18,565
歳出合計			20,692,606	752,260

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
172,701				4	
2,412,383	2,988		4,800	82,244	
7,140,686	118,248			246,928	
1,525,138				5,781	
952,115	10,802			17,244	
2,408,394	53,693			198,310	
2,056,136		△5,700		△1,647	
2,198,295		△10,600		29,165	
21,444,866	185,731	△16,300	4,800	578,029	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
10	地方特例交付金	50,300	13,555	63,855
	1 地方特例交付金	50,000	13,555	63,555
	1 地方特例交付金	50,000	13,555	63,555

11	地方交付税	2,630,500	501,813	3,132,313
	1 地方交付税	2,630,500	501,813	3,132,313
	1 地方交付税	2,630,500	501,813	3,132,313

15	国庫支出金	3,469,230	179,505	3,648,735
	1 国庫負担金	2,390,782	74,349	2,465,131
	1 民生費国庫負担金	2,167,423	74,349	2,241,772
	2 国庫補助金	1,067,464	105,156	1,172,620
	1 総務費国庫補助金	542,262	101,783	644,045
	2 民生費国庫補助金	187,683	3,373	191,056

16	県支出金	1,455,431	6,226	1,461,657
	1 県負担金	901,120	2,750	903,870
	1 民生費県負担金	879,877	2,750	882,627
	2 県補助金	431,004	3,476	434,480
	2 民生費県補助金	209,640	3,476	213,116

18	寄附金	160,007	90,000	250,007
	1 寄附金	160,007	90,000	250,007
	3 ふるさとづくり寄附金	160,001	90,000	250,001

10 地方特例交付金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方特例交付金	13,555	地方特例交付金	13,555

1 地方交付税	501,813	普通交付税	501,813

1 社会福祉費負担金	5,500	障害者自立支援給付費負担金 (1/2)	5,500
3 生活保護費負担金	68,849	生活扶助費負担金 (3/4)	24,121
		介護扶助費負担金 (3/4)	13,919
		医療扶助費負担金 (3/4)	30,809
1 総務費補助金	101,783	個人番号カード交付事務費補助金	2,988
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	98,795
2 児童福祉費補助金	471	子ども・子育て支援交付金国庫分 (1/3、2/3)	471
3 生活保護費補助金	2,902	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	2,902

1 社会福祉費負担金	2,750	障害者自立支援給付費負担金 (1/4)	2,750
1 社会福祉費補助金	155	軽度・中等度難聴児補聴器等助成事業費補助金 (1/2)	155
2 児童福祉費補助金	3,321	子ども・子育て支援交付金県費分 (1/3、1/6)	471
		保育施設等物価高騰対策支援事業費補助金 (10/10)	2,850

1 ふるさとづくり寄	90,000	ふるさとづくり寄附金	90,000

款		項	目	補正前の額	補正額	計

20		繰越金		631,502	446,809	1,078,311
	1	繰越金		631,502	446,809	1,078,311
	1	繰越金		631,502	446,809	1,078,311

21		諸収入		1,637,824	7,683	1,645,507
	4	雑入		135,698	7,683	143,381
	2	雑入		135,693	7,683	143,376

22		市債		1,356,400	△493,331	863,069
	1	市債		1,356,400	△493,331	863,069
	1	総務債		750,000	△477,031	272,969
	5	土木債		459,500	△5,700	453,800
	7	教育債		47,300	△10,600	36,700

節		説明
区分	金額	
附金		

1 繰越金	446,809	前年度繰越金	446,809

1 総務費雑入	4,800	金鹿小学校跡地電気料	4,800
9 過年度収入	2,883	生活保護費国庫負担金（過年度分）	2,883

1 臨時財政対策債	△477,031	臨時財政対策債	△477,031
2 市道整備事業債	△5,700	市道整備事業費	△5,700
2 B&G海洋センター改修事業債	3,200	B&G海洋センター改修事業費	3,200
26 喜連川小屋内運動場改修事業債	△12,500	喜連川小屋内運動場改修事業費	△12,500
27 さくら市ミュージアム改修事業債	△1,300	さくら市ミュージアム改修事業費	△1,300

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	議会費	172,697	4	172,701				4
	1 議会費	172,697	4	172,701				4
	1 議会費	172,697	4	172,701				4

2	総務費	2,322,351	90,032	2,412,383	2,988		4,800	82,244
	1 総務管理費	1,822,169	87,725	1,909,894			4,800	82,925
	1 一般管理費	734,631	75,259	809,890				75,259
	3 財政管理費	82,757	△79	82,678				△79
	4 会計管理費	43,076	122	43,198				122

1 議会費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	28	○職員人件費 4
		職員給 28
3 職員手当等	△106	通勤手当 △50
		時間外勤務手当 △135
4 共済費	82	期末手当 10
		勤勉手当 69
		職員共済組合負担金 82

2 給料	1,202	○特別職人件費 147
		通勤手当 △21
3 職員手当等	△1,421	期末手当 21
		職員共済組合負担金 147
4 共済費	△2,104	○職員人件費 △3,498
		職員給 1,202
11 役務費	3,500	扶養手当 120
		通勤手当 47
12 委託料	75,110	住居手当 △563
		時間外勤務手当 △2,209
18 負担金、補助及び交付金	△1,028	管理職手当 953
		期末手当 18
		勤勉手当 △12
		児童手当 225
		職員共済組合負担金 △2,251
		負担金 △1,028
		○ふるさとづくり寄附事業 78,610
		手数料 3,500
		業務委託料 75,110
2 給料	△830	○職員人件費 △79
		職員給 △830
3 職員手当等	429	扶養手当 240
		通勤手当 34
4 共済費	322	住居手当 △317
		時間外勤務手当 757
		期末手当 △117
		勤勉手当 △168
		職員共済組合負担金 322
2 給料	△524	○職員人件費 122
		職員給 △524
3 職員手当等	746	通勤手当 273

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 財産管理費	127,026	10,750	137,776			4,800	5,950
7 企画費	213,535	277	213,812				277
12 防犯対策費	15,216	1,396	16,612				1,396
2 徴税費	217,455	△863	216,592				△863
1 税務総務費	135,833	△863	134,970				△863
3 戸籍住民基本台帳費	174,814	4,460	179,274	2,988			1,472
1 戸籍住民基本台帳費	174,814	4,460	179,274	2,988			1,472

節		金額	説明
区分			
4 共 済 費	△100	住居手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 職員共済組合負担金	498 △5 △34 281 △267 △100
10 需 用 費	10,750	○市役所庁舎維持管理事業 光熱水費 ○公有財産管理運用事業 光熱水費 ○喜連川支所維持管理事業 光熱水費	5,000 5,000 5,500 5,500 250 250
1 報 酬	400	○職員人件費	△145
2 給 料	△1,195	職員給 扶養手当 通勤手当	△1,195 367 38
3 職 員 手 当 等	1,505	住居手当 管理職手当	504 744
4 共 済 費	△455	期末手当 勤勉手当	16 △164
8 旅 費	22	職員共済組合負担金 ○総合政策課庶務事務 その他非常勤職員報酬 非常勤職員費用弁償	△455 422 400 22
18 負担金、補助 及び交付金	1,396	○防犯灯電気料補助事業 補助金 ○商店街街路灯電気料補助事業 補助金 ○草川水と緑の散歩道街路灯電気料補助事業 補助金	777 777 475 475 144 144
3 職 員 手 当 等	△873	○職員人件費	△863
4 共 済 費	10	扶養手当 通勤手当 住居手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 職員共済組合負担金	198 14 △730 △482 59 68 10
1 報 酬	300	○職員人件費	△707
2 給 料	1,772	職員給 扶養手当	903 99

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4	選挙費	81,866	101	81,967			101
	1 選挙管理委員会費	6,749	101	6,850			101
6	監査委員費	24,564	△1,391	23,173			△1,391
	1 監査委員費	24,564	△1,391	23,173			△1,391

3	民生費	6,775,510	365,176	7,140,686	118,248		246,928
	1 社会福祉費	2,915,056	△8,617	2,906,439	8,405		△17,022
	1 社会福祉総務費	695,891	△5,006	690,885			△5,006

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	△992	通勤手当 △461
4 共 済 費	377	時間外勤務手当 △733
8 旅 費	15	期末手当 △75
11 役 務 費	1,488	勤勉手当 △157
18 負担金、補助及び交付金	1,500	職員共済組合負担金 △283
		○喜連川市民生活室庶務事務 315
		その他非常勤職員報酬 300
		非常勤職員費用弁償 15
		○職員人件費 1,864
		職員給 869
		扶養手当 △510
		時間外勤務手当 △4
		期末手当 398
		勤勉手当 451
		職員共済組合負担金 660
		○個人番号カード交付事務費 2,988
		通信運搬費 1,488
		負担金 1,500
3 職員手当等	90	○職員人件費 101
4 共 済 費	11	時間外勤務手当 90
		職員共済組合負担金 11
2 給 料	△720	○職員人件費 △1,391
3 職員手当等	△529	職員給 △720
4 共 済 費	△142	扶養手当 18
		通勤手当 25
		時間外勤務手当 △166
		期末手当 △182
		勤勉手当 △224
		職員共済組合負担金 △142

1 報 酬	350	○職員人件費 △5,941
2 給 料	△3,942	職員給 △3,942
3 職員手当等	△1,494	扶養手当 △60
4 共 済 費	△505	通勤手当 131
8 旅 費	22	住居手当 △150
		特殊勤務手当 36
		時間外勤務手当 △394
		期末手当 △788
		勤勉手当 △269

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 障がい者福祉費	1,196,199	11,310	1,207,509	8,405			2,905
3 国民健康保険費	286,369	1,138	287,507				1,138
4 国民年金費	22,844	△6,883	15,961				△6,883
5 老人福祉費	149,410	△6,601	142,809				△6,601
6 介護保険費	564,343	△2,575	561,768				△2,575
2 児童福祉費	3,380,697	212,183	3,592,880	38,092			174,091
1 児童福祉総務費	1,536,145	215,418	1,751,563	38,092			177,326

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利子及び割引料	563	職員共済組合負担金 $\Delta 505$ ○福祉事務費 372 その他非常勤職員報酬 350 非常勤職員費用弁償 22 ○高齢者保健介護一体的実施事業 563 償還金 563
19 扶助費	11,310	○介護給付・訓練等給付事業 11,000 扶助費 11,000 ○軽度・中等度難聴児補聴器等給付金支給事業 310 扶助費 310
2 給料	$\Delta 1,835$	○職員人件費 $\Delta 1,366$ 職員給 $\Delta 1,835$
3 職員手当等	676	扶養手当 120 通勤手当 $\Delta 62$
4 共済費	$\Delta 207$	時間外勤務手当 1,376 期末手当 $\Delta 391$
27 繰出金	2,504	勤勉手当 $\Delta 367$ 職員共済組合負担金 $\Delta 207$ ○国民健康保険特別会計繰出金 2,504 他会計繰出金 2,504
2 給料	$\Delta 4,436$	○職員人件費 $\Delta 6,883$ 職員給 $\Delta 4,436$
3 職員手当等	$\Delta 1,652$	扶養手当 $\Delta 310$ 通勤手当 60
4 共済費	$\Delta 795$	時間外勤務手当 600 期末手当 $\Delta 1,105$ 勤勉手当 $\Delta 897$ 職員共済組合負担金 $\Delta 795$
2 給料	$\Delta 5,014$	○職員人件費 $\Delta 6,601$ 職員給 $\Delta 5,014$
3 職員手当等	$\Delta 313$	扶養手当 $\Delta 235$ 通勤手当 95
4 共済費	$\Delta 1,274$	住居手当 156 時間外勤務手当 840 期末手当 $\Delta 704$ 勤勉手当 $\Delta 465$ 職員共済組合負担金 $\Delta 1,274$
27 繰出金	$\Delta 2,575$	○介護保険特別会計繰出金 $\Delta 2,575$ 他会計繰出金 $\Delta 2,575$
2 給料	$\Delta 3,506$	○職員人件費 $\Delta 4,702$ 職員給 $\Delta 3,506$
3 職員手当等	$\Delta 810$	扶養手当 $\Delta 240$

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 保育園費	552,137	△4,381	547,756				△4,381
5 児童措置費	772,225	1,146	773,371				1,146
3 生活保護費	479,607	161,610	641,217	71,751			89,859
1 生活保護総務費	29,607	69,809	99,416	2,902			66,907
2 生活保護扶	450,000	91,801	541,801	68,849			22,952

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	△386	通勤手当 △258
10 需 用 費	13	住居手当 △155
11 役 務 費	487	時間外勤務手当 1,407
12 委 託 料	1,413	管理職手当 △476
18 負担金、補助 及び交付金	162,700	期末手当 △566
22 償還金、利子 及び割引料	55,507	勤勉手当 △522
		職員共済組合負担金 △386
		○施設型給付・地域型給付等事業 50,798
		償還金 50,798
		○児童館等管理運営事業 2,613
		業務委託料 1,413
		補助金 1,200
		○子ども子育て支援推進事業 9,209
		補助金 4,500
		償還金 4,709
		○さくら市子育て支援臨時給付金事業 157,500
		消耗品費 13
		通信運搬費 487
		交付金 157,000
2 給 料	△6,476	○あおぞら保育園管理運営事業 590
3 職員手当等	△1,179	光熱水費 590
4 共 済 費	△1,116	○職員人件費 △8,771
10 需 用 費	4,390	職員給 △6,476
		扶養手当 △660
		通勤手当 46
		住居手当 330
		時間外勤務手当 4
		管理職手当 476
		期末手当 △824
		勤勉手当 △551
		職員共済組合負担金 △1,116
		○たひよう保育園管理運営事業 2,600
		光熱水費 2,600
		○わくわく保育園管理運営事業 1,200
		光熱水費 1,200
22 償還金、利子 及び割引料	1,146	○児童手当支給事業 1,146
		償還金 1,146
11 役 務 費	22	○生活保護事務 66,907
18 負担金、補助 及び交付金	2,880	償還金 66,907
22 償還金、利子 及び割引料	66,907	○生活困窮者自立支援事務 2,902
		通信運搬費 15
		手数料 7
		交付金 2,880
19 扶 助 費	91,801	○生活保護者扶助事業 91,801

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
助費							

4		衛生費	1,519,357	5,781	1,525,138				5,781
	1	保健衛生費	914,040	8,417	922,457				8,417
		1 保健衛生総務費	240,918	7,447	248,365				7,447
		4 保健センター費	8,374	970	9,344				970
	2	清掃費	605,317	△2,636	602,681				△2,636
		1 清掃総務費	605,317	△2,636	602,681				△2,636

5		農林水産業費	924,069	28,046	952,115	10,802			17,244
	1	農業費	892,792	28,046	920,838	10,802			17,244
		1 農業委員会費	48,479	576	49,055				576
		2 農業総務費	111,050	2,919	113,969				2,919

節		説明
区分	金額	
		扶助費 91,801

2 給料	2,905	○職員人件費	7,447
		職員給	2,905
3 職員手当等	3,469	扶養手当	360
		通勤手当	70
4 共済費	1,073	住居手当	336
		時間外勤務手当	2,059
		管理職手当	96
		期末手当	292
		勤勉手当	256
		職員共済組合負担金	1,073
10 需用費	970	○氏家保健センター管理事業	774
		光熱水費	774
		○喜連川保健センター管理事業	196
		光熱水費	196
2 給料	△930	○職員人件費	△2,636
		職員給	△930
3 職員手当等	△1,323	扶養手当	△378
		通勤手当	111
4 共済費	△383	住居手当	△492
		時間外勤務手当	△44
		期末手当	△342
		勤勉手当	△178
		職員共済組合負担金	△383

2 給料	△18	○職員人件費	576
		職員給	△18
3 職員手当等	385	扶養手当	180
		通勤手当	3
4 共済費	209	時間外勤務手当	232
		期末手当	△15
		勤勉手当	△15
		職員共済組合負担金	209
3 職員手当等	2,635	○職員人件費	2,919

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 農業振興費	179,409	17,051	196,460	9,169			7,882
5 農地費	173,011	7,500	180,511	1,633			5,867

6	商工費	2,156,391	252,003	2,408,394	53,693			198,310
1	商工費	2,156,391	252,003	2,408,394	53,693			198,310
	1 商工総務費	94,746	△2,548	92,198				△2,548
	2 商工振興費	1,817,305	254,551	2,071,856	53,693			200,858

7	土木費	2,063,483	△7,347	2,056,136		△5,700		△1,647
1	土木管理費	155,784	△3,855	151,929				△3,855
	1 土木総務費	155,784	△3,855	151,929				△3,855

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	284	扶養手当 796 通勤手当 283 住居手当 △77 期末手当 788 勤勉手当 845 職員共済組合負担金 284
10 需 用 費	△18,220	○新型コロナウイルス対策さくら市産米消費拡大事業（第2弾） △22,556
11 役 務 費	△4,336	消耗品費 △18,220 通信運搬費 △4,336
18 負担金、補助及び交付金	39,607	○主食用米作付農家支援事業 △2,493 交付金 △2,493 ○肥料価格高騰対策支援事業 42,100 交付金 42,100
18 負担金、補助及び交付金	7,500	○土地改良区等電力料金高騰対策支援事業 7,500 補助金 7,500

2 給 料	△1,672	○職員人件費 △2,548 職員給 △1,672
3 職員手当等	△880	扶養手当 △502 住居手当 △432
4 共 済 費	4	時間外勤務手当 493 期末手当 △254 勤勉手当 △185 職員共済組合負担金 4
12 委 託 料	254,551	○地元応援キャッシュレスポイント還元事業 8,000 業務委託料 8,000 ○物価高騰対策地元応援クーポン券発行事業 246,551 業務委託料 246,551

2 給 料	△761	○職員人件費 △3,855 職員給 △761
3 職員手当等	△3,369	扶養手当 82 通勤手当 △30
4 共 済 費	275	住居手当 31 時間外勤務手当 △2,783 期末手当 △377 勤勉手当 △292

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	2	道路橋梁費	797,190	△12,000	785,190		△5,700		△6,300
	1	道路維持費	411,594	△12,000	399,594		△200		△11,800
	2	道路建設改良費	325,290	0	325,290		△5,500		5,500
	3	都市計画費	1,046,529	7,627	1,054,156				7,627
	1	都市計画総務費	847,516	7,627	855,143				7,627
	4	住宅費	63,980	881	64,861				881
	2	住宅建設費	15,617	881	16,498				881

9		教育費	2,179,730	18,565	2,198,295		△10,600		29,165
	1	教育総務費	575,933	2,560	578,493				2,560
	2	事務局費	437,861	2,560	440,421				2,560

節		説明	
区 分	金 額		
		職員共済組合負担金	275
14 工事請負費	△12,000	○道路照明灯LED化改修事業 工事請負費	△12,000 △12,000
		(財源更正)	
2 給 料	1,930	○職員人件費	4,386
3 職員手当等	1,525	職員給	1,930
4 共 済 費	931	扶養手当	768
18 負担金、補助 及び交付金	2,271	通勤手当	77
27 繰 出 金	970	住居手当	312
		時間外勤務手当	△330
		管理職手当	476
		期末手当	166
		勤勉手当	56
		職員共済組合負担金	931
		○下水道事業会計負担金	2,271
		負担金	2,271
		○区画整理事業特別会計繰出金	970
		他会計繰出金	970
2 給 料	297	○職員人件費	881
3 職員手当等	530	職員給	297
4 共 済 費	54	扶養手当	83
		住居手当	118
		時間外勤務手当	187
		期末手当	95
		勤勉手当	47
		職員共済組合負担金	54

1 報 酬	180	○特別職人件費	13
2 給 料	554	職員共済組合負担金	13
3 職員手当等	△1,448	○職員人件費	△247
4 共 済 費	660	職員給	554
		扶養手当	△18
		通勤手当	19
		住居手当	△524

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	小学校費	260,143	4,923	265,066		△12,500		17,423
	1 学校管理費	244,884	4,923	249,807		△12,500		17,423
3	中学校費	90,453	4,264	94,717				4,264
	1 学校管理費	80,050	4,264	84,314				4,264
5	社会教育費	427,996	△1,091	426,905		△1,300		209
	1 社会教育総務費	102,017	△5,713	96,304				△5,713
	6 公民館費	62,761	705	63,466				705

節		説明
区分	金額	
7 報 償 費	1,294	時間外勤務手当 $\Delta 1,315$ 期末手当 269
18 負担金、補助 及び交付金	1,320	勤勉手当 121 職員共済組合負担金 647 ○学校教育課庶務事務 1,320 交付金 1,320 ○学校医等設置事業 180 嘱託医師報酬 180 ○非常勤講師活用事業 1,294 報償金 1,294
3 職員手当等	$\Delta 56$	○職員人件費 $\Delta 45$ 時間外勤務手当 $\Delta 56$
4 共 済 費	11	職員共済組合負担金 11
10 需 用 費	7,968	○小学校管理事業 7,968 燃料費 1,317 光熱水費 6,651
14 工 事 請 負 費	$\Delta 3,000$	○小学校施設長寿命化改良事業 $\Delta 3,000$ 工事請負費 $\Delta 3,000$
10 需 用 費	4,264	○中学校管理事業 4,264 燃料費 257 光熱水費 4,007
2 給 料	$\Delta 2,386$	○職員人件費 $\Delta 5,713$ 職員給 $\Delta 2,386$
3 職員手当等	$\Delta 2,559$	扶養手当 $\Delta 78$ 通勤手当 78
4 共 済 費	$\Delta 768$	住居手当 $\Delta 336$ 時間外勤務手当 $\Delta 906$ 期末手当 $\Delta 740$ 勤勉手当 $\Delta 577$ 職員共済組合負担金 $\Delta 768$
2 給 料	$\Delta 97$	○職員人件費 $\Delta 359$ 職員給 $\Delta 97$
3 職員手当等	$\Delta 235$	通勤手当 $\Delta 35$ 住居手当 $\Delta 330$
4 共 済 費	$\Delta 27$	時間外勤務手当 180 期末手当 $\Delta 34$
10 需 用 費	1,064	勤勉手当 $\Delta 16$ 職員共済組合負担金 $\Delta 27$ ○喜連川公民館運営事業 1,064 光熱水費 1,064

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	8 博物館費	123,145	3,917	127,062		△1,300		5,217
6	保健体育費	589,523	7,909	597,432		3,200		4,709
	1 体育総務費	91,465	6,287	97,752				6,287
	2 体育施設費	253,762	0	253,762		3,200		△3,200
	3 学校給食費	244,296	1,622	245,918				1,622

節		説明
区分	金額	
2 給料	1,674	○職員人件費 3,137
3 職員手当等	1,061	職員給 1,674
4 共済費	402	扶養手当 △198
10 需用費	2,353	通勤手当 12
11 役務費	△385	時間外勤務手当 △89
14 工事請負費	△1,188	管理職手当 573
		期末手当 344
		勤勉手当 419
		職員共済組合負担金 402
		○ミュージアム施設維持管理事業 1,165
		光熱水費 2,353
		工事請負費 △1,188
		○ミュージアム来館促進事業 △385
		広告料 △385
2 給料	1,890	○職員人件費 6,287
3 職員手当等	3,286	職員給 1,890
4 共済費	1,111	住居手当 456
		時間外勤務手当 1,405
		管理職手当 573
		期末手当 423
		勤勉手当 429
		職員共済組合負担金 1,111
		(財源更正)
2 給料	55	○職員人件費 703
3 職員手当等	209	職員給 55
4 共済費	439	扶養手当 60
10 需用費	919	時間外勤務手当 158
		期末手当 17
		勤勉手当 △26
		職員共済組合負担金 439
		○給食センター管理運営事業 919
		光熱水費 919

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率(月分)	その他 の手当	計			
補正後	長 等	3		27,180	10,348 (3.15)	221	37,749	7,378	45,127
	議 員	18	74,100		22,370 (3.15)		96,470	23,648	120,118
	その他の 特別職	1,390	72,325				72,325		72,325
	計	1,411	146,425	27,180	32,718	221	206,544	31,026	237,570
補正前	長 等	3		27,180	10,348 (3.15)	221	37,749	7,218	44,967
	議 員	18	74,100		22,370 (3.15)		96,470	23,648	120,118
	その他の 特別職	1,389	72,145				72,145		72,145
	計	1,410	146,245	27,180	32,718	221	206,364	30,866	237,230
比 較	長 等	0		0	0	0	0	160	160
	議 員	0	0		0		0	0	0
	その他の 特別職	1	180				180		180
	計	1	180	0	0	0	180	160	340

備考 本年度の期末手当支給率は調整割合を含む。

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(318) 361	382,308	1,240,494	784,015	2,406,817	481,867	2,888,684	
補正前	(315) 362	381,258	1,262,529	786,649	2,430,436	484,034	2,914,470	
比 較	(3) △ 1	1,050	△ 22,035	△ 2,634	△ 23,619	△ 2,167	△ 25,786	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,900	35,282	19,523	919	137,524	2,265
	補正前	26,598	34,703	20,888	883	137,387	2,265
	比 較	302	579	△ 1,365	36	137	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	39,967	308,694	194,658	17,290	0	993
	補正前	36,586	312,032	197,249	17,065	0	993
	比 較	3,381	△ 3,338	△ 2,591	225	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(4) 308	0	1,102,682	665,956	1,768,638	374,889	2,143,527	
補正前	(4) 309	0	1,124,717	668,649	1,793,366	377,056	2,170,422	
比 較	(0) △ 1	0	△ 22,035	△ 2,693	△ 24,728	△ 2,167	△ 26,895	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,900	18,148	19,523	919	130,612	2,265
	補正前	26,598	17,628	20,888	883	130,475	2,265
	比 較	302	520	△ 1,365	36	137	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	39,967	214,681	194,658	17,290	0	993
	補正前	36,586	218,019	197,249	17,065	0	993
	比 較	3,381	△ 3,338	△ 2,591	225	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(314) 53	382,308	137,812	118,059	638,179	106,978	745,157	
補正前	(311) 53	381,258	137,812	118,000	637,070	106,978	744,048	
比 較	(3) 0	1,050	0	59	1,109	0	1,109	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	0	17,134	0	0	6,912	0
	補正前	0	17,075	0	0	6,912	0
	比 較	0	59	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	94,013	0	0	0	0
	補正前	0	94,013	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
4-広島平和記念式典 中学生派遣事業	1,850			令和4年度 令和5年度	1,850				1,850
4-特別企画展開催事業 (30周年記念 SAKURA展開催)	2,885			令和4年度 令和5年度	2,885				2,885
4-議会だより印刷製 本費	2,000			令和4年度 令和5年度	2,000				2,000
4-広報紙発行業務委 託	14,288			令和4年度 令和5年度	14,288				14,288
4-ふるさと納税中間 管理業務委託	671,660			令和4年度 令和7年度	671,660				671,660
4-さくら市喜連川児 童センター指定管理 業務委託	165,000			令和4年度 令和9年度	165,000	55,000			110,000
4-さくら市氏家地区 農産物直売所指定管 理業務委託	21,900			令和4年度 令和7年度	21,900				21,900
4-道路管理業務委託	56,000			令和4年度 令和5年度	56,000				56,000
4-ICT支援員業務委託	48,393			令和4年度 令和7年度	48,393				48,393

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	13,611,863	13,575,238	1,303,569	1,698,410	13,180,397
(1) 総務	5,816,991	6,117,263	272,969	634,679	5,755,553
(2) 民生	372,104	321,562	33,900	62,662	292,800
(3) 衛生	329,659	325,596	0	27,788	297,808
(4) 農林水産	602,766	539,004	41,300	76,074	504,230
(5) 商工	33,800	90,410	9,100	10,000	89,510
(6) 土木	2,711,951	2,575,521	528,800	414,349	2,689,972
(7) 消防	623,324	567,784	26,800	84,988	509,596
(8) 教育	3,121,268	3,038,098	390,700	387,870	3,040,928
2 災害復旧費	90,594	88,993	0	12,310	76,683
(1) 公共土木施設	41,944	40,768	0	2,202	38,566
(2) 農林水産業施設	48,650	48,225	0	10,108	38,117
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	13,702,457	13,664,231	1,303,569	1,710,720	13,257,080

議案第 9 号

令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業
特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計
の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 97 万円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8,900 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
3 繰 入 金		
		1 他 会 計 繰 入 金
歳 入		合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
202,136	970	203,106
202,136	970	203,106
288,030	970	289,000

歳 出

款	項
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費	1 土 地 区 画 整 理 事 業 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
107,989	970	108,959
107,989	970	108,959
288,030	970	289,000

令和4年度氏家都市計画事業上阿久津台地
土地区画整理事業特別会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額
3 繰入金	202,136
歳入合計	288,030

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
970	203,106	
970	289,000	

歳出

款	補正前の額	補正額
1 土地区画整理事業費	107,989	970
歳出合計	288,030	970

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
108,959				970	
289,000				970	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	繰入金	202,136	970	203,106
	1 他会計繰入金	202,136	970	203,106
	1 一般会計繰入金	202,136	970	203,106

3 繰入金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	970	一般会計繰入金 970

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		土地区画整理事業費	107,989	970	108,959				970
	1	土地区画整理事業費	107,989	970	108,959				970
		1 一般管理費	38,124	970	39,094				970

1 土地区画整理事業費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	703	○職員人件費 970 職員給 703
3 職員手当等	△343	扶養手当 100 通勤手当 △61
4 共済費	494	時間外勤務手当 △915 期末手当 364
18 負担金、補助及び交付金	116	勤勉手当 169 職員共済組合負担金 494 負担金 116

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(0) 4	0	15,356	7,680	23,036	4,976	28,012	
補正前	(0) 4	0	14,653	8,023	22,676	4,482	27,158	
比 較	(0) 0	0	703	△ 343	360	494	854	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	100	158	330	48	1,085	0
	補正前	0	219	330	48	2,000	0
	比 較	100	△ 61	0	0	△ 915	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	3,262	2,697	0	0	0
	補正前	0	2,898	2,528	0	0	0
	比 較	0	364	169	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書き。

議案第 10 号

令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 375 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 5,354 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
8 繰 入 金		
		1 他 会 計 繰 入 金
9 繰 越 金		
		1 繰 越 金
歳 入		合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
259,135	2,504	261,639
253,155	2,504	255,659
1,000	1,254	2,254
1,000	1,254	2,254
4,049,785	3,758	4,053,543

歲 出

款	項
2 保 險 給 付 費	4 出 產 育 兒 諸 費
歲 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,878,773	3,758	2,882,531
8,405	3,758	12,163
4,049,785	3,758	4,053,543

令和4年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
8 繰	入金	259,135
9 繰	越金	1,000
歳入合計		4,049,785

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
2,504	261,639	
1,254	2,254	
3,758	4,053,543	

歳出

款	補正前の額	補正額
2 保 険 給 付 費	2,878,773	3,758
歳 出 合 計	4,049,785	3,758

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,882,531			2,504	1,254	
4,053,543			2,504	1,254	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
8	繰入金	259,135	2,504	261,639
	1 他会計繰入金	253,155	2,504	255,659
	1 一般会計繰入金	253,155	2,504	255,659

9	繰越金	1,000	1,254	2,254
	1 繰越金	1,000	1,254	2,254
	1 その他繰越金	1,000	1,254	2,254

8 繰入金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
5 出産育児一時金等繰入金	2,504	出産育児一時金繰入金	2,504

1 繰越金	1,254	前年度繰越金	1,254

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		保険給付費	2,878,773	3,758	2,882,531			2,504	1,254
	4	出産育児諸費	8,405	3,758	12,163			2,504	1,254
		1 出産育児一時金	8,400	3,756	12,156			2,504	1,252
		2 支払手数料	5	2	7				2

2 保険給付費
(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	3,756	○出産育児一時金事業 負担金	3,756 3,756
11 役 務 費	2	○支払手数料 手数料	2 2

議案第 11 号

令和 4 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度さくら市介護保険特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 257 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36 億 5,288 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
8 繰 入 金		
		1 一 般 会 計 繰 入 金
歳 入	合	計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
564,213	△2,575	561,638
564,213	△2,575	561,638
3,655,460	△2,575	3,652,885

歳 出

款	項
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
103,981	△2,575	101,406
68,006	△2,575	65,431
3,655,460	△2,575	3,652,885

令和4年度さくら市介護保険特別会計補正予算
(第4号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

	補正前の額
8 繰入金	564,213
歳入合計	3,655,460

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△2,575	561,638	
△2,575	3,652,885	

歳出

款	補正前の額	補正額
1 総 務 費	103,981	△2,575
歳 出 合 計	3,655,460	△2,575

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
101,406				△2,575	
3,652,885				△2,575	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
8	繰入金	564,213	△2,575	561,638
	1 一般会計繰入金	564,213	△2,575	561,638
	4 その他一般会計繰入金	104,507	△2,575	101,932

8 繰入金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 職員給与等繰入金	△2,575	職員給与等繰入金 △2,575

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	103,981	△2,575	101,406				△2,575
	1	総務管理費	68,006	△2,575	65,431				△2,575
		1 一般管理費	68,006	△2,575	65,431				△2,575

1 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△993	○職員人件費	△2,575
3 職員手当等	△754	職員給	△993
4 共済費	△455	扶養手当	120
		通勤手当	△116
		期末手当	△423
		勤勉手当	△335
18 負担金、補助及び交付金	△373	職員共済組合負担金	△455
		負担金	△373

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(11) 9	18,909	31,073	19,709	69,691	9,979	79,670	
補正前	(11) 9	18,909	32,066	20,463	71,438	10,434	81,872	
比 較	(0) 0	0	△ 993	△ 754	△ 1,747	△ 455	△ 2,202	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	438	1,248	240	15	3,400	0
	補正前	318	1,364	240	15	3,400	0
	比 較	120	△ 116	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	9,432	4,936	0	0	0
	補正前	0	9,855	5,271	0	0	0
	比 較	0	△ 423	△ 335	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(0) 9	0	31,073	15,191	46,264	9,979	56,243	
補正前	(0) 9	0	32,066	15,945	48,011	10,434	58,445	
比 較	(0) 0	0	△ 993	△ 754	△ 1,747	△ 455	△ 2,202	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	438	474	240	15	3,400	0
	補正前	318	590	240	15	3,400	0
	比 較	120	△ 116	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	5,688	4,936	0	0	0
	補正前	0	6,111	5,271	0	0	0
	比 較	0	△ 423	△ 335	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

議案第12号

令和4年度さくら市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和4年度さくら市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
次亜塩素酸ナトリウム購入	令和4年度から 令和5年度まで	2,306千円
水道メーター購入	令和4年度から 令和5年度まで	12,497千円
給水工事検査業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	1,347千円
水道施設運転管理業務委託	令和4年度から 令和7年度まで	190,740千円

令和4年12月1日提出

さくら市長 花塚 隆志

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	営業収益
4-次亜塩素酸ナトリウム購入	2,306	-	-	令和4年度から令和5年度まで	2,306	2,306
4-水道メーター購入	12,497	-	-	令和4年度から令和5年度まで	12,497	12,497
4-給水工事検査業務委託	1,347	-	-	令和4年度から令和5年度まで	1,347	1,347
4-水道施設運転管理業務委託	190,740	-	-	令和4年度から令和7年度まで	190,740	190,740

議案第13号

令和4年度さくら市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和4年度さくら市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度さくら市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,066,402 千円	1,014 千円	1,067,416 千円
第2項 営業外収益	744,125 千円	1,014 千円	745,139 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	905,960 千円	1,014 千円	906,974 千円
第1項 営業費用	818,740 千円	1,014 千円	819,754 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	522,599 千円	1,257 千円	523,856 千円
第3項 補助金	188,921 千円	1,257 千円	190,178 千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,000,581 千円	1,257 千円	1,001,838 千円
第1項 建設改良費	582,364 千円	1,257 千円	583,621 千円

（債務負担行為）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
汚水柵等設置業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	35,000千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	52,367 千円	2,271 千円	54,638 千円

令和4年12月1日提出

さくら市長 花塚 隆志

令和4年度さくら市下水道事業会計補正予算（第3号）に関する説明書

- 1 令和4年度さくら市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画
 - 2 令和4年度さくら市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
 - 3 補正予算給与費明細書
 - 4 債務負担行為に関する調書
 - 5 令和4年度さくら市下水道事業会計予定貸借対照表
- 令和4年度さくら市下水道事業会計補正予算（第3号）明細書

令和4年度さくら市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業収益	1,066,402	1,014	1,067,416	
2. 営業外収益	744,125	1,014	745,139	
2. 他会計補助金	520,896	1,014	521,910	一般会計補助金

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用	905,960	1,014	906,974	
1. 営業費用	818,740	1,014	819,754	
3. 総係費	81,257	1,014	82,271	

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入	522,599	1,257	523,856	
3. 補助金	188,921	1,257	190,178	
2. 他会計補助金	44,571	1,257	45,828	一般会計補助金

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出	1,000,581	1,257	1,001,838	
1. 建設改良費	582,364	1,257	583,621	
1. 事務費	40,199	1,257	41,456	

令和4年度さくら市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで)

(単位：円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	148,936,000
減価償却費	463,928,000
減損損失	0
賞与引当金の増減額 (減少△)	0
貸倒引当金の増減額 (減少△)	1,039,000
長期前受金戻入	△223,225,000
受取利息及び受取配当金	0
支払利息	82,700,000
有形固定資産売却損益 (益△)	0
資産減耗費	2,000,000
未収金の増減額 (増加△)	527,000
未払金の増減額 (減少△)	0
貯蔵品の増減額 (増加△)	△211,310
前払金の増減額 (増加△)	0
その他流動資産の増減額 (減少△)	0
前受金の増減額 (増加△)	0
その他流動負債の増減額 (減少△)	0
小計	475,693,690
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△82,700,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	392,993,690
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△451,310,000
有形固定資産の売却による収入	0
有形固定資産の除却による支出	0
国庫補助金等による収入	144,350,000
工事負担金による収入	0
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	45,828,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△261,132,000
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	317,500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△418,217,000
他会計からの出資による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△100,717,000
資金に係る換算差額	0
資金増加額 (又は減少額)	31,144,690
資金期首残高	45,805,348
資金期末残高	76,950,038

給 与 費 明 細 書

1 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数		給 与 費					法 定 福 利 費	合 計	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計			
補正後	損益勘定 支弁職員	0	(0) 4	0	15,359	0	8,962	24,321	5,417	29,738
	資本勘定 支弁職員	0	(0) 3	0	12,056	0	8,429	20,485	4,239	24,724
	合計	0	(0) 7	0	27,415	0	17,391	44,806	9,656	54,462
補正前	損益勘定 支弁職員	0	(0) 4	0	15,206	0	8,859	24,065	4,685	28,750
	資本勘定 支弁職員	0	(0) 3	0	12,023	0	7,584	19,607	3,866	23,473
	合計	0	(0) 7	0	27,229	0	16,443	43,672	8,551	52,223
比 較	損益勘定 支弁職員	0	(0) 0	0	153	0	103	256	732	988
	資本勘定 支弁職員	0	(0) 0	0	33	0	845	878	373	1,251
	合計	0	(0) 0	0	186	0	948	1,134	1,105	2,239

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	1,419	486	576	2	2,000	0
	補正前	978	579	642	2	2,000	0
	比 較	441	△ 93	△ 66	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	1,602	5,651	5,115	540	0	0
	補正前	1,125	5,504	5,073	540	0	0
	比 較	477	147	42	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書き。

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生 (見込) 額		当該年度以降の支払義務発生 予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	営業収益
4-汚水柵等設置業 務委託	35,000	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	35,000	35,000

令和4年度さくら市下水道事業会計予定貸借対照表
(令和 5年 3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		259,770,019	
ロ 建物	684,159,410		
減価償却累計額	<u>△83,580,879</u>	600,578,531	
ハ 構築物	13,662,497,814		
減価償却累計額	<u>△1,182,090,265</u>	12,480,407,549	
ニ 機械及び装置	1,221,073,476		
減価償却累計額	<u>△422,768,878</u>	798,304,598	
ホ 車両運搬具	863,005		
減価償却累計額	<u>△750,975</u>	112,030	
ヘ 工具器具及び備品	1,347,663		
減価償却累計額	<u>△542,568</u>	805,095	
ト 建設仮勘定		<u>2,040,000</u>	
有形固定資産合計			14,142,017,822

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		<u>58,378,115</u>	
無形固定資産合計			<u>58,378,115</u>
固定資産合計			<u>14,200,395,937</u>

2. 流動資産

(1) 現金・預金		76,950,038	
(2) 未収金	13,000,000		
貸倒引当金	<u>△127,000</u>	12,873,000	
(3) 貯蔵品		211,310	
(4) 前払金		0	
(5) その他流動資産		<u>300,000</u>	
流動資産合計			<u>90,334,348</u>
資産合計			<u>14,290,730,285</u>

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		5,021,571,949	
固定負債合計			5,021,571,949
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		418,215,470	
(2) 未払金		36,700,000	
(3) 前受金		0	
(4) 引当金		2,738,000	
(5) その他流動負債		<u>300,000</u>	
流動負債合計			457,953,470
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		7,727,617,906	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△946,970,664</u>	
繰延収益合計			<u>6,780,647,242</u>
負債合計			<u>12,260,172,661</u>

資本の部

6. 資本金			
(1) 資本金	1,082,300,360		
(2) 出資金	20,787,139		
資本金合計		<u>1,103,087,499</u>	1,103,087,499
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 補助金	118,534,220		
ロ 受贈財産評価額	23,088,706		
ハ 寄附金	0		
ニ 工事負担金	<u>0</u>		
資本剰余金合計		<u>141,622,926</u>	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	0		
ハ 建設改良積立金	135,000,000		
ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>650,847,199</u>		
利益剰余金合計		<u>785,847,199</u>	
剰余金合計			<u>927,470,125</u>
資本合計			<u>2,030,557,624</u>
負債・資本合計			<u>14,290,730,285</u>

令和4年度さくら市下水道事業会計補正予算（第3号）明細書

収益的収入及び支出

収 入 (単位：千円)

款 項 目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 下水道事業収益	1,066,402	1,014	1,067,416			
2. 営業外収益	744,125	1,014	745,139			
2. 他会計補助金	520,896	1,014	521,910	1. 他会計補助金	1,014	一般会計補助金

支 出 (単位：千円)

款 項 目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 下水道事業費用	905,960	1,014	906,974			職員異動等による
1. 営業費用	818,740	1,014	819,754			
3. 総係費	81,257	1,014	82,271	1. 給料	153	
				2. 手当	103	
				4. 法定福利費	732	
				5. 退職手当組合負担金	26	

資本的収入及び支出

収 入 (単位：千円)

款 項 目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 資本的収入	522,599	1,257	523,856			
3. 補助金	188,921	1,257	190,178			
2. 他会計補助金	44,571	1,257	45,828	1. 他会計補助金	1,257	一般会計補助金

支 出 (単位：千円)

款 項 目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 資本的支出	1,000,581	1,257	1,001,838			職員異動等による
1. 建設改良費	582,364	1,257	583,621			
1. 事務費	40,199	1,257	41,456	1. 給料	33	
				2. 手当	845	
				4. 法定福利費	373	
				5. 退職手当組合負担金	6	

議案第 14 号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 管理を行わせる公の施設
所在地 さくら市喜連川 3936 番地 1
名 称 さくら市喜連川児童センター
- 2 指定管理者となる団体
所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3
名 称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表者 代表取締役 山田 智治
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 15 号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 管理を行わせる公の施設
所在地 さくら市蒲須坂 85 番地 2
名 称 さくら市氏家地区農産物直売所
- 2 指定管理者となる法人
所在地 栃木県さくら市早乙女 2370 番地
名 称 株式会社セブンハンドレッド
代表者 代表取締役 小林 忠広
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆志

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所



氏 名

佐藤 淳子

生年月日



令和 4 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志